大津市屋外広告物ガイドライン
（屋外広告物編）

大津市屋外広告物ガイドライン（屋外広告物編）

目　　次

はじめに

1　ガイドライン作成の目的　・・・1
2　屋外広告物の役割と責任　・・・1

Ⅰ　屋外広告物について　・・・2

1　屋外広告物とは　・・・2
2　自家用広告物と非自家用広告物　・・・2

Ⅱ　屋外広告物の許可基準について　・・・3

1　地域区分　・・・3
（1）禁止地域　・・・3
（2）許可地域　・・・5
（3）景観保全型広告整備地区　・・・7
（4）眺望景観保全地域及び対岸眺望景観保全地域　・・・9
2　一般基準　・・・11
3　個別基準　・・・12
（1）屋上広告物　・・・13
（2）壁面広告物　・・・14
（3）突出広告物　・・・15
（4）野立広告物　・・・16
（5）電柱の類を利用する広告物　・・・19
4　禁止広告物及び禁止物件　・・・20

Ⅲ　適用除外について　・・・21

1　禁止物件、禁止地域、許可地域、景観保全型広告整備地区において許可なく表示できる広告物　・・・21
2　禁止地域や許可地域において許可なく表示できる広告物　・・・22
3　市長の許可を受けた場合に限り、禁止地域において表示できる広告物　・・・22
4　国、地方公共団体、市長が定める公共的団体が市へ通知または届出を行うと表示できる広告物　・・・23

Ⅳ　許可申請手続きについて　・・・25

1　屋外広告物の新規表示から継続、除却までの流れ　・・・25
2　申請各種　・・・27
（1）申請の種類　・・・27
（2）申請に必要な書類　・・・27

（３）申請における管理者 ・・・28
（４）他法令に基づく申請手続き ・・・28
（５）申請後の手続き ・・・29
３　除却届 ・・・29
４　住所氏名変更届 ・・・30
５　各申請書類のダウンロードについて ・・・30
６　許可審査手数料と許可期間 ・・・31

Ⅴ　違反広告物への対応について ・・・32
１　措置命令 ・・・32
２　違反広告物である旨の公表 ・・・32
３　罰金 ・・・32
４　除却 ・・・32

はじめに

１　ガイドライン作成の目的

本市は、「大津市屋外広告物条例」を制定し、屋外広告物についてのルールを定めています。
本ガイドラインは、屋外広告物の表示者や広告事業者の方をはじめ、広く市民の皆様方に、本市における屋外広告物についてのルールを理解していただき、古都大津の風格ある景観を形成するため、屋外広告物の規制内容や手続き等について取りまとめたものです。
内容を十分にご理解いただき、より良い屋外広告物づくりに役立ててください。

２　屋外広告物の役割と責任

屋外広告物は、宣伝や目印、サービス等、広く人々の生活に必要な情報を提供するだけでなく、経済活動や文化活動等日常の様々な活動に欠くことのできないものです。また、建築物や緑地と同様に、まちを彩る景観を構成する重要な要素でもあります。
屋外広告物は、表示を行う者の創意工夫によって自由につくられ、公衆に向けて表示されているため、無秩序に掲出されると、まちの景観を損なう恐れがあります。
また、適正な設置及び安全管理が行われないと、倒壊や落下等により、思わぬ事故が発生します。
以上のことから、屋外広告物には本来の情報提供機能とともに、都市や自然の景観との調和並びに適正な管理が求められています。

【屋外広告物落下事例】

平成２７年２月、札幌市において看板が落下し、歩行者に当たるという事故が発生しました。広告物の管理が不十分だとこのような悲劇を引き起こしてしまうのです。
屋外広告物の表示者や広告事業者の方は、「広告物の安全性」というものについて、今一度お考えいただき、適正な設置及び安全管理に努めてください。

管理義務（大津市屋外広告物条例　第１７条）
屋外広告物の設置者（管理者）は、広告物の補修、その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければなりません。

【屋外広告物の安全に関する資料】
「オーナーさんのための看板の安全管理ガイドブック」（一般社団法人日本屋外広告業団体連合会ホームページ：https://nikkoren.or.jp/anzen.html）は、屋外広告物を安全に管理するために役立つガイドブックです。屋外広告物に携わる広告主や屋外広告業の方をはじめ、一般の方もぜひご覧ください。

Ⅰ　屋外広告物について

１　屋外広告物とは（屋外広告物法第二条、大津市屋外広告物条例第２条）

営利を目的とする広告物だけでなく、非営利的な広告物であっても、次の４つの要件を全て満たしていれば、屋外広告物法に基づく屋外広告物となります。

（１）常時又は一定の期間継続して表示されるものであること

建物その他の工作物等に定着して表示されたものが屋外広告物となります。
夜間のみ表示する広告物等、表示時間を限定するものであっても、一定の期間継続して表示されているため、屋外広告物に該当します。
街頭等で散布するビラやチラシ等は、定着性が無いことから屋外広告物には該当しません。

（２）屋外で表示されるものである（建築物等の外側にある）こと

建築物等の外側に表示されるものが、屋外広告物となります。
建築物の屋内からガラス越しに表示されているものは、屋内で表示されているため、屋外広告物には該当しません。

（３）公衆に表示されるものであること

不特定多数の公衆に対して表示するもの（公衆用道路や公園等、誰もが利用できる場所から見えるもの）が、屋外広告物となります。
駅構内やバスの車内等特定の人々への表示や、建築物の内部や建築物の中庭等に向かって表示されているものは、不特定多数の公衆に表示しているとはいえないため、屋外広告物には該当しません。

（４）看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物、その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものであること

文字・意匠・デザイン等の一定の観念、又はイメージ等が表示されているものを屋外広告物とみなします。
工作物とは言えないような岩石や樹木等を利用して表示、掲出したものも屋外広告物に含まれます。
単なる照明やネオン、壁面の色等は、一定の観念、又はイメージ等を伝達するとは認められないため、屋外広告物には該当しません。

２　自家用広告物と非自家用広告物（大津市屋外広告物条例第８条第２項第１号）

屋外広告物は大きく分けて「自家用広告物」と「非自家用広告物」に分類されます。

「自家用広告物」とは、自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するための自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物又はその掲出物件のことをいいます。
なお、自家用広告物を掲出する敷地については、そこを単に所有・賃借しているだけではなく、当該広告物が表示する事業に供されている必要があります。そのため、広告物の表示を行う目的のみで所有、賃借している土地に掲出する場合は、自家用広告物には該当しません。

「非自家用広告物」とは、「自家用広告物」以外の広告物をいいます。

Ⅱ　屋外広告物の許可基準について

１　地域区分

本市内には、大きく分けて「禁止地域」と「許可地域」の2種類の地域区分があります。

（１）禁止地域

（大津市屋外広告物条例第５条、平成21年３月２日大津市告示第26号）

禁止地域とは、広告物の表示が禁止されている地域をいいます。
ただし、禁止地域における基準を満たし許可を得ているものに限っては、広告物を表示することができます。当地域における基準の詳細は、本ガイドライン12ページ「Ⅱ-3個別基準」を参照してください。
以下の地域が禁止地域となります。

① 都市計画法第２章の規定により定められた第１種低層住居専用地域、第２種低層住居専用地域、景観地区、風致地区、特別緑地保全地区、伝統的建造物群保存地区
② 文化財保護法第２７条の規定により指定された建造物の周囲で市長が指定する区域及び同法第１０９条第１項若しくは第２項又は第１１０条第１項の規定により指定され、又は仮指定された地域のうち市長が特に指定する区域
<u>市長が指定する区域（平成21年3月2日大津市告示第26号）</u>
文化財保護法第２７条の規定により指定された建造物の周囲から５０m以内の区域
③ 滋賀県文化財保護条例第４条第１項の規定により指定された建造物の周囲で市長が指定する区域及び同条例第３４条第1項の規定により指定された地域のうち市長が特に指定する区域
④ 大津市文化財保護条例第5条第1項の規定により指定された建造物の周囲で市長が指定する区域及び同条例第４３条第1項の規定により指定された地域のうち市長が特に指定する区域
⑤ 自然公園法第２０条第1項の規定により指定された琵琶湖国定公園の特別地域
⑥ 滋賀県立自然公園条例第１６条第1項の規定により指定された三上・田上・信楽県立自然公園及び朽木・葛川県立自然公園の特別地域
⑦ 景観計画において定められた景観エリアのうち市長が特に指定するものの区域
<u>市長が指定する区域（平成21年3月2日大津市告示第26号）</u>
集落水辺景観エリア、砂浜樹林景観エリア、山岳水辺景観エリア、ヨシ原樹林景観エリア、河畔林景観エリアの区域（※ただし、北部湖岸地域の区域内のものに限る）
⑧ 鉄道、軌道、索道及び道路のうち市長が特に指定する区間並びにこれらの区間に接続する地域のうち市長が特に指定する区域
<u>市長が指定する区域（平成21年3月2日大津市告示第26号）</u>
ア　県道高島大津線の大津市木戸９５９番地先木戸川橋りょうの南端から南船路２８７番地先同県道とJR湖西線との立体交差点の北端までの区間のうち琵琶湖が展望できる区間及び当該展望できる区間から琵琶湖の汀線までの区域
イ　中央自動車道西宮線（名神高速道路）の全線
ウ　近畿自動車道名古屋神戸線（新名神高速道路）の全線
⑨ 古墳及び墓地
⑩ 都市公園及び政令で定める公園又は緑地
⑪ 歴史的風土保存区域
古都における歴史的風土の保全に関する特別措置法第４条第１項の規定により指定された歴史的風土保存区域（市長が指定する区域を除く）
<u>市長が指定する区域（平成２１年３月２日大津市告示第２６号）</u>
都市計画法第8条第1項第1号に規定する商業地域の区域
⑫ その他、市長が良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要があると認めて指定する区域
<u>市長が指定する区域（令和３年３月30日告示第８３号）</u>
山百合の丘の一部及び伊香立下在地町の一部

禁　止　地　域

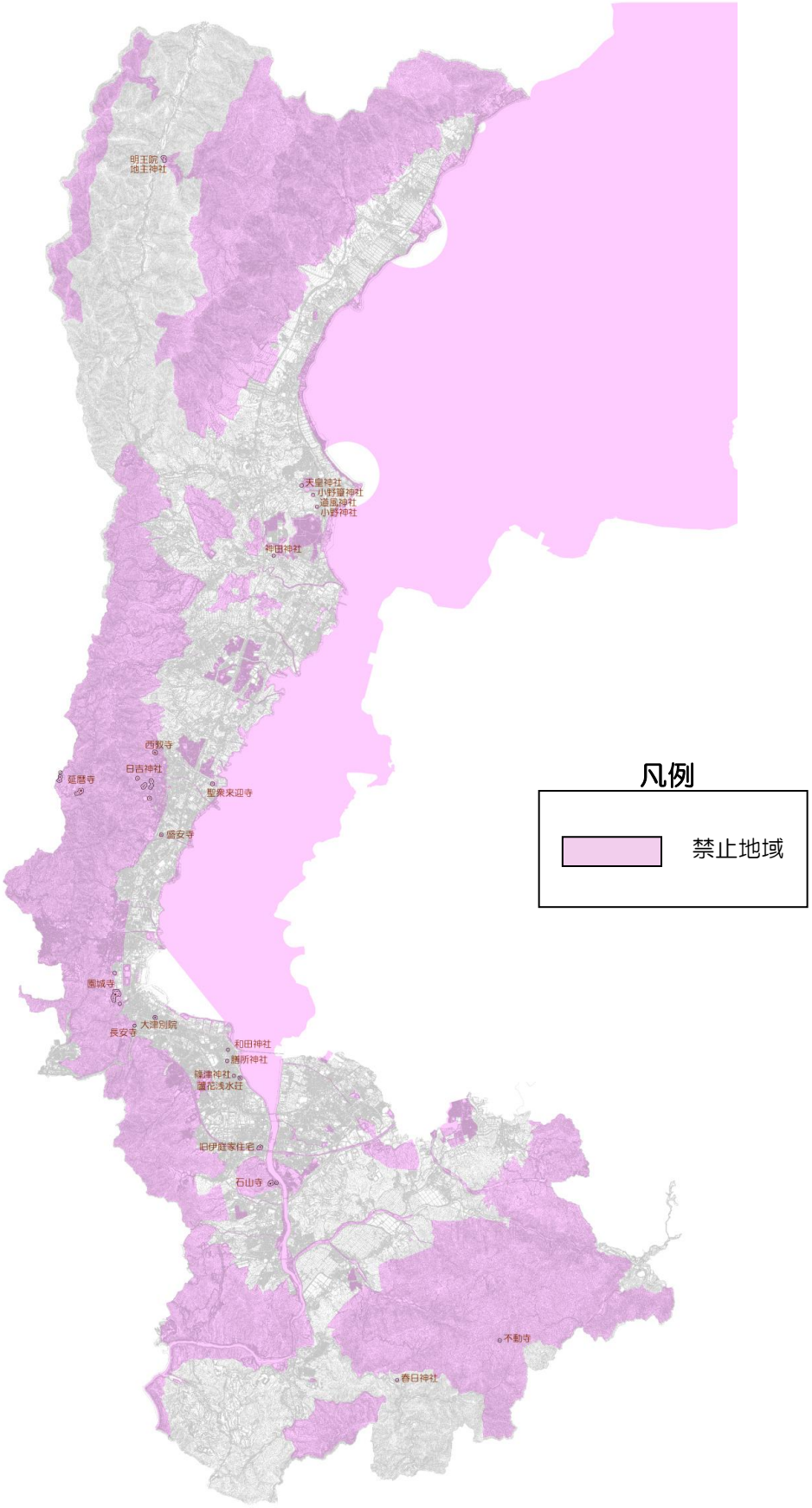
明王院
地主神社
天皇神社
小野篁神社
道風神社
小野神社
神田神社
西教寺
日吉神社
延暦寺
聖衆来迎寺
盛安寺
園城寺
大津別院
長安寺
和田神社
隅所神社
福津神社
蓮花浅水廷
旧伊藤家住宅
石山寺
不動寺
春日神社
凡例
禁止地域

（2）許可地域（大津市屋外広告物条例施行規則　別表第2）

許可地域とは、禁止地域以外の地域をいいます。

許可地域における基準の詳細は、本ガイドライン１２ページ「Ⅱ-３個別基準」を参照してください。

本市では、地域の特性に配慮し、3種類の許可地域を設けています。

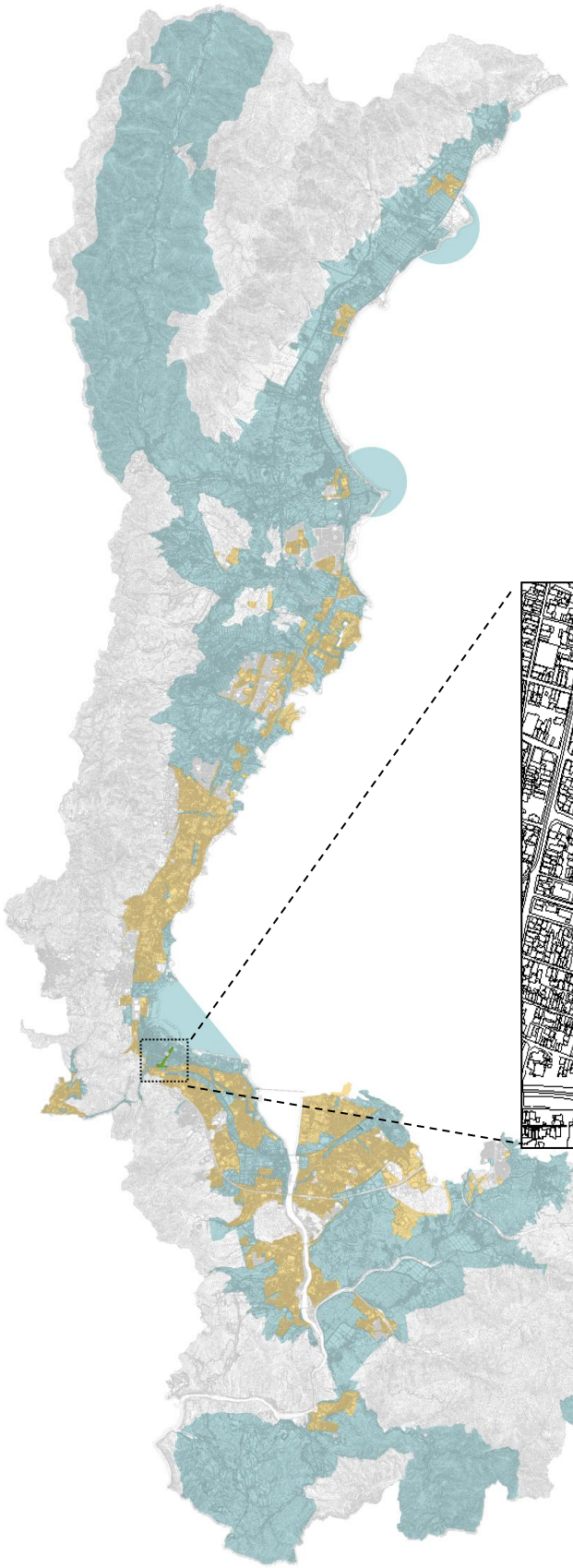

凡例

第１種地域	第１種中高層住居専用地域、第２種中高層住居専用地域、第１種住居地域、第２種住居地域及び準住居地域
第２種地域	大津駅前広場及び中央大通りの道路区域線（歩道端）から１５m以内の区域
第３種地域	第１種地域及び第２種地域以外の地域

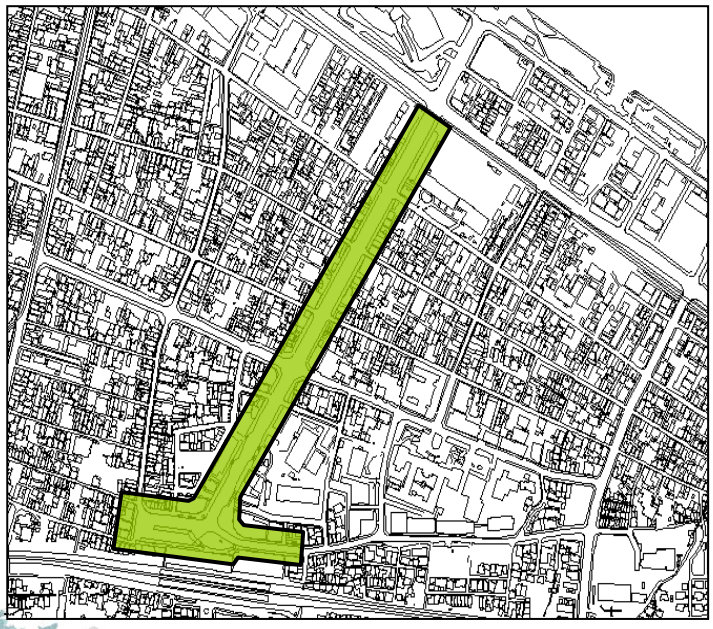

第２種許可地域（拡大図）

※次ページにさらに拡大したものを載せています。

第２種許可地域（拡大図）

大津駅前広場及び中央大通りの道路区域線（歩道端）から１５m以内の区域

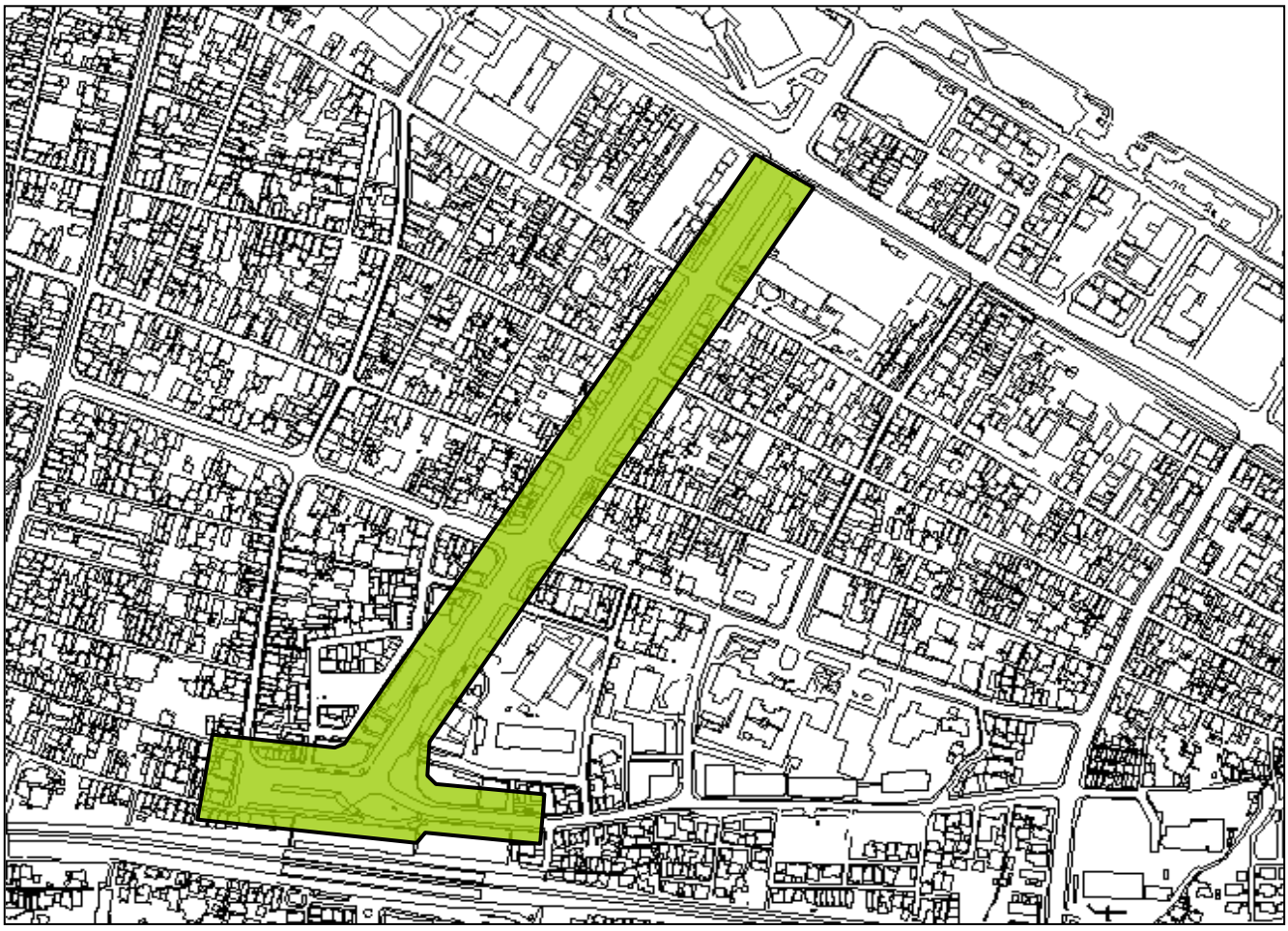

（3）景観保全型広告整備地区　（大津市屋外広告物条例第７条）

景観保全型広告整備地区とは、良好な景観を保全することが特に必要な区域として、市長が指定する地区をいいます。
当該地区では、広告物の表示、又は掲出物件の設置に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めています。

基本方針に定めている事項
①広告物の表示及び掲出物件の設置に関する基本構想
②広告物及び掲出物件の位置、形状、面積、色彩、意匠、その他の表示方法に関する事項

【景観保全型広告整備地区内で、広告物の表示を行う場合】
景観保全型広告整備地区内で、広告物の表示を行う場合は、景観保全型広告整備地区ごとの「基本方針」に適合するように努めなければなりません。
景観保全型広告整備地区内に広告物の表示を行う場合は、市長への届出（別記様式第1号）が必要となります。
届出の内容によっては、必要な助言又は勧告を行う場合があります。

景観保全型広告整備地区指定箇所

旧東海道沿道京町通り地区（平成２４年４月１日指定）

旧東海道沿道のうち、札の辻から寺町通りまでの約２３０mと、寺町通りから中央大通りまでの約２００mの区間で、道路中心線から南北に２５mまでの区域が指定されています。

景観保全型広告整備地区における広告物の表示に関する基準

【旧東海道沿道京町通り地区】

旧東海道沿道京町通り地区に広告物を掲出する場合は、景観保全型広告整備地区屋外広告物届出書（別記様式第１号）による届出が必要です。

なお、旧東海道沿道京町通り地区における広告物の表示に関する基準は、以下のとおりです。

なお、まちなみづくりに寄与する広告物（のれん、ちょうちん、ひさし等）については、別途、協議しますので、都市計画課までお問い合わせください。

広告物の種類	大津市屋外広告物条例上の規制基準（規則別表第２）	旧東海道沿道京町通り地区における規制基準
屋上	地上から広告物を設置する箇所までの高さの 2/3 の範囲内であって、かつ 20m 以下	設置禁止
壁面	表示される壁面の 1/2 以下	・表示面積：３㎡以下 ・個数：ひとつの壁面につき１個以内（管理上の必要に基づく場合は除く） ・厚さ：0．2m以下
突出	・上端高さ：取付け壁面の高さを越えない ・突出し幅：取付け壁面から1．5m以下かつ道路上への突き出す場合の突き出し幅は1m以下 ・下端高さ：歩道上は2．7m以上、車道上は4．7m以上	・現行基準（左記に記載） ・ひとつの建築物につき１個以内
野立	高さ：20m以下	・高さ：4m以下 ・面積：一方向から見て３㎡以下 ・ひとつの敷地につき１個以内（管理上の必要に基づく場合は除く）
電柱の類	【巻付け】下端高さ：1．2m以上 長さ　：1．8m以下 【袖付け】下端高さ：歩道上2．7m以上 車道上4．7m以上 長さ　：1．5m以下 突出し幅：幅0．9m以下	現行基準（左記に記載）
立看板	規定なし	ひとつの事業所につき２個以内
広告旗		ひとつの事業所につき２個以内
はり紙		周辺に調和
はり札		周辺に調和
アーチ広告物		周辺に調和
広告幕		周辺に調和
アドバルーン		設置禁止
ぼんぼり		周辺に調和
管理用	広告物の種類による	・各広告物の規制基準 ・表示面積は2㎡以下
電光表示（発光及び照射するもの全てを含む）		・各広告物の規制基準 ・表示内容が動いて見えるものは禁止 ・表示面積は各広告物規制の４分の１以下 ・自ら発光する物は、輝度を抑えるよう努める ・ひとつの敷地に1個以内

（4）眺望景観保全地域及び対岸眺望景観保全地域

本市が策定した第２次大津市景観計画では、本市を特徴づける山稜と琵琶湖の水面により構成される自然の大景観や、自然と歴史が一体となって構成される景観の中で特に優れていると考えられる景観を望み、多くの市民が親しみ、かつ集まる場所を「重要眺望点」（７箇所）、「対岸重要眺望点」（２箇所）として設定しています。

また、当該眺望点からその対象となる景観に影響を与えると考えられる地域であり、かつ当該地域における建築行為等を誘導する必要性が認められる地域を「眺望景観保全地域」、「対岸眺望景観保全地域」として設定しています。

眺望景観保全地域・対岸眺望景観保全地域　総括図

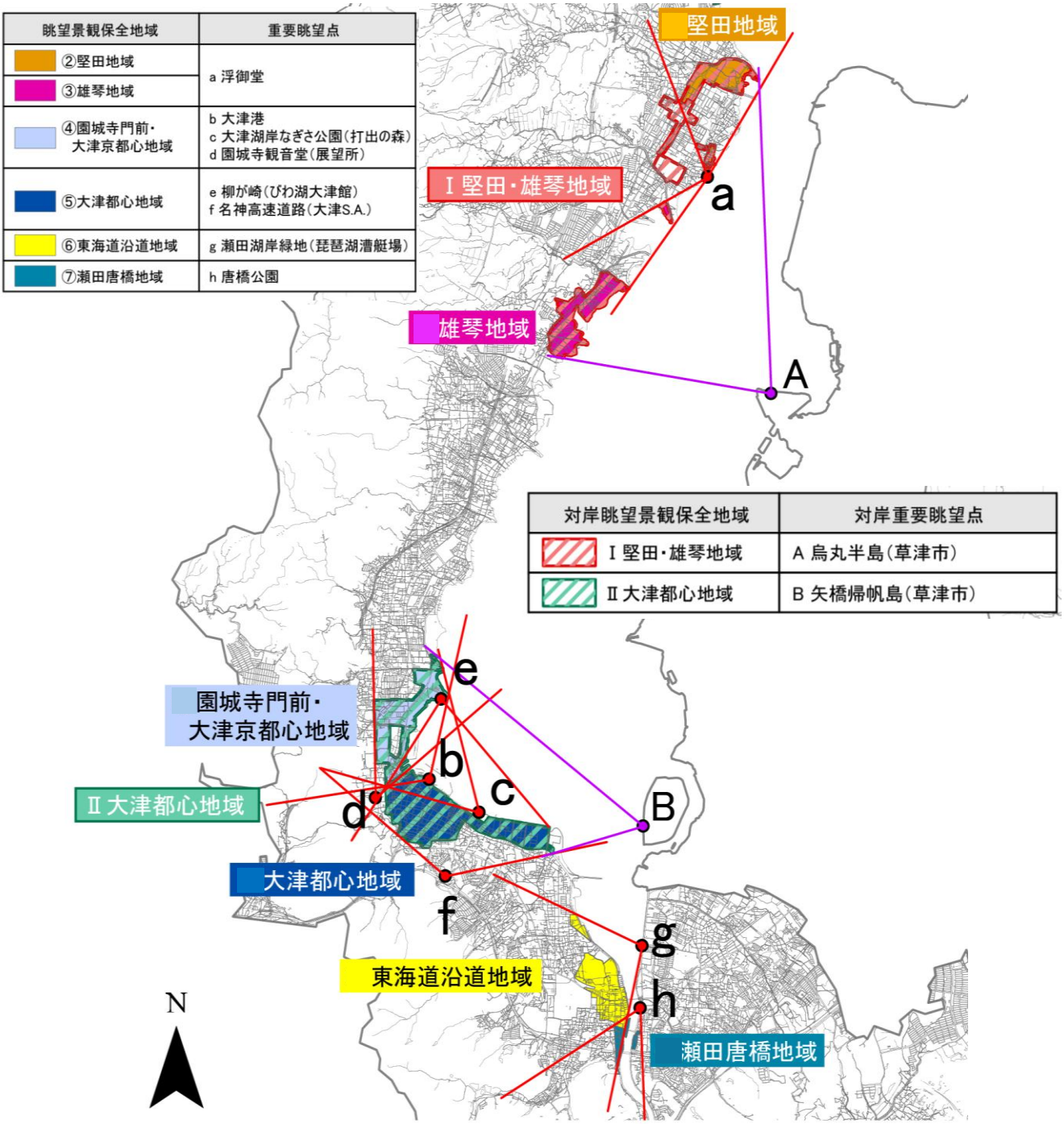

「眺望景観保全地域及び対岸眺望景観保全地域で高さが地上から31mを超える屋上広告物を掲出する時には」

第２次大津市景観計画で定める眺望景観保全地域及び対岸眺望景観保全地域において、屋上広告物を表示、又は掲出する場合で、その高さが地上から31mを超えるときには、以下のいずれかのシミュレーションが必要になります。

・眺望景観保全地域にあっては、重要眺望点から見通したときの広告物の上端が背後の山並みの稜線（図１）、または、琵琶湖面（図２）を遮蔽しないシミュレーション

・同計画で定める対岸眺望景観保全地域にあっては、対岸重要眺望点から見通したときの広告物の上端が背後の山並みの稜線（図１）を遮蔽しないシミュレーション

シミュレーション方法の詳細は、第２次大津市景観計画及び大津市景観計画ガイドライン（眺望景観基準編）をご確認ください。

図１

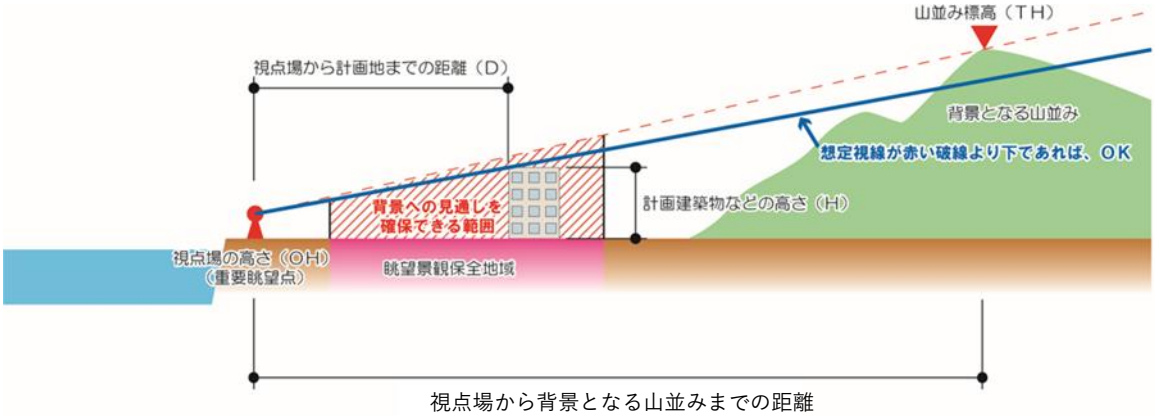

図２

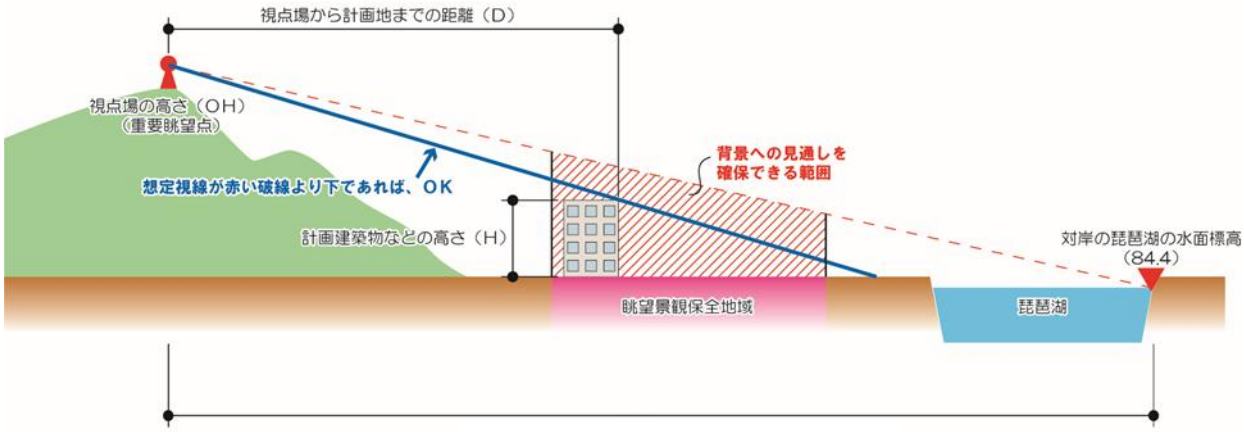

２　一般基準（大津市屋外広告物条例施行規則第３条第３項、第８条、別表第２）

「大津市屋外広告物条例施行規則」により、屋外広告物の許可に関する一般的な基準として次のとおり規定しています。

（１）同一敷地内における自家用広告物の表示面積の合計が、以下のいずれかに該当する場合は許可申請が必要となります。（適用除外は除く）

- 禁止地域にあっては5㎡を超える場合
- 許可地域にあっては10㎡を超える場合

（２）禁止地域にあっては、同一敷地内における自家用広告物の表示面積の合計が15㎡を超えて表示することはできません。（適用除外は除く）

（３）非自家用広告物は、地域・表示面積の大小に関わらず、許可申請が必要となります。

（４）都市及び自然美を損なわないように表示し、かつ、面積、色彩、形状、意匠等を周囲の景観に調和させるようにしてください。

（５）原則として表示面（文字、記号又は図を表示する部分をいう。）の下地の色は、黒及び高彩度色を使用できません。

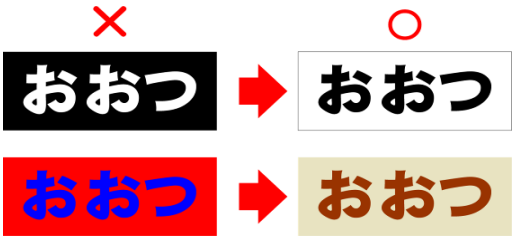

※ここでいう黒及び高彩度色は、JIS標準色票のマンセル表色系を基準とします。

「黒」　明度N2．0未満は使用できません。なお、黒に限らず、PB（パープルブラック）など、OB（〇〇ブラック）についても規制の対象となります。

「高彩度色」　禁止地域、第１種地域では彩度１０を超えるものは使用できません。
第２種、第３種地域では彩度１２を超えるものは使用できません。

※　企業のコーポレートカラーであっても、許可基準の一般基準を順守してください。

（６）表示面の下地以外において高彩度色を使用する場合は、その表示部分を最小（表示面積の２０％以下）にとどめなければなりません。なお、管理用広告物は高彩度色を使用して注意喚起を促すものであるため、規制対象外とします。

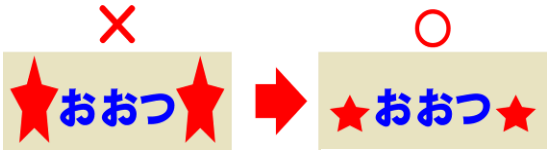

※★の面積が表示面積の２０％以上　　※★の面積が表示面積の２０％以下

※ここでいう高彩度色は、JIS標準色票のマンセル表色系を基準とします。

「高彩度色」　禁止地域、第１種地域では彩度１０を超えるもの。
第２種地域、第３種地域では彩度１２を超えるもの。

（７）蛍光又は発光を伴う塗料又は材料を用いてはなりません。

（８）照明を伴うものにあっては、昼間においても良好な景観又は風致を害してはなりません。

（９）ネオンサイン又はこれに類するものにあっては、その点滅速度は努めて緩やかなものとしてください。

３　個別基準

屋外広告物の表示を行おうとする地域や屋外広告物の種類ごとに、高さや表示面積、表示の場所等について規定しています。

屋外広告物の種類				地域	規定している事項							
					高さ	表示面積	表示の場所	屋上等の水平投影面	支柱等への配慮	個数	眺望	距離
禁止地域内	共通					総面積						
	自家用		a．屋上広告物		○			○	○			
			b．壁面広告物			○	壁面内					
			c．突出広告物		○	突出幅						
			d．野立広告物		○							
	非自家用 ※道標、案内図板の類のみ		野立広告物	地域イ・ロ	○	○				○(ロ)		○(イ)
			野立広告物以外	地域イ・ロ	○	○				○(ロ)		○(イ)
許可地域内	建物を利用する広告物	自家用	a．屋上広告物	第１種地域	○			○	○			
				第２種地域	○			○	○	○	○※1	
				第３種地域	○			○	○		○※1	
			b．壁面広告物	第１種地域		○	壁面内					
				第２種地域		○	壁面内			○		
				第３種地域		○	壁面内					
			c．突出広告物	第１種地域	○	突出幅						
				第２種地域	○	突出幅				○		
				第３種地域	○	突出幅						
		非自家用	a．屋上広告物	第１種地域	○			○	○			
				第２種地域	○			○	○	○	○※1	
				第３種地域	○			○	○		○※1	
			b．壁面広告物	第１種地域		○	壁面内					
				第２種地域		○	壁面内			○		
				第３種地域		○	壁面内					
			c．突出広告物	第１種地域	○	突出幅						
				第２種地域	○	突出幅				○		
				第３種地域	○	突出幅						
	野立広告物	自家用	野立広告物	第１種地域	○							
				第２種地域	○					○		
				第３種地域	○							
		非自家用	a．野立広告物 ※相互間距離規制	地域Ａ	○	○				○※2		○
				地域Ｂ	○	○				○※2		○
				地域Ｃ	○	○				○※2		○
				地域Ｄ	○					○※2		○
			b．道標、案内図板の類のみ	主要路線沿道	○	○				○		
			c．ａｂ以外	第１種地域	○							
				第２種地域	○					○		
				第３種地域	○							
電柱の類を利用する広告物			巻き付け広告物		○					○		
			袖付け広告物		○	突出幅	○			○		

【禁止地域】

地域イ：大津市景観計画に定められた集落水辺景観エリア、砂浜樹林景観エリア、山岳水辺景観エリア、ヨシ原樹林景観エリア及び河畔林景観エリアの区域（北部湖岸地域に限る。）

地域ロ：禁止地域内の、地域イ以外の地域

【許可地域】

第１種地域：第１種及び第２種中高層住居専用地域、第１種住居地域、第２種住居地域及び準住居地域

第２種地域：大津駅前広場及び中央大通り沿道

第３種地域：第１種及び第２種に掲げる地域以外の地域

地域Ａ　　：鉄道（東海道新幹線を除く。）、軌道及び索道から片側 100m以上 500m以内の両側の地域

地域Ｂ　　：東海道新幹線から片側 500m以上 1,000m以内の両側の地域

地域Ｃ　　：一般国道全線、県道高島大津線、県道大津能登川長浜線から片側 30m以上 500m以内の両側の地域

地域Ｄ　　：高速自動車国道から片側 500m以上 1,000m以内の両側の地域

主要路線沿道：鉄道（東海道新幹線を除く）、軌道又は索道から 100m以内の区域、一般国道全線並びに県道高島大津線及び県道大津能登川長浜線から 30m以内の区域並びに東海道新幹線及び高速自動車国道から 500m以内の区域

（注）大津市内を通る高速自動車国道は、名神高速道路のみです。大津市内を通る京滋バイパスは自動車専用道路のため、一般国道と同じ扱いとなります。

※１：第２次大津市景観計画で定める眺望景観保全地域にあっては重要眺望点から見通したときの広告物の上端が背後の山並みの稜線又は琵琶湖水面を遮蔽しないこと。また、同計画で定める対岸眺望景観保全地域にあっては対岸重要眺望点から見通したときの広告物の上端が背後の山並みの稜線を遮蔽しないこと。

※２：第２種地域に限る。

（1）**屋上広告物**（建築物の屋上や屋根、ひさしの上等に設置する広告物）

① **デザイン指針**

建物のデザインと調和し、建物の高さや取り付けられた壁面広告物とのバランスを保ち、大きすぎず、安定感のある形態としてください。

ポイント

①建物と一体感をもたせる

②建物と調和しにくい形態（塔状の広告物等）は避け、安定感のある形態にする

③地色は建物に調和する色彩を用いる

② **共通基準**

・屋上等の水平投影面をはみ出さないようにすること

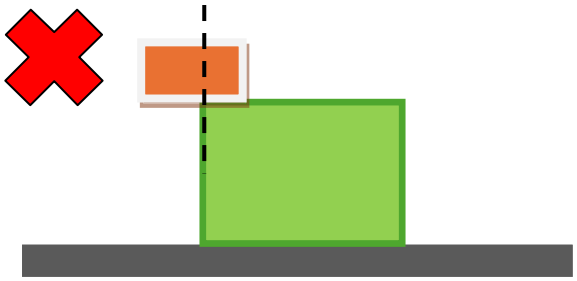

・支持する支柱等が見えないよう、外枠等で覆うものであること

③ **地域種別基準**

【自家用広告物】

地域種別	禁止地域	第１種地域	第2種地域	第３種地域
高さ	設置面までの高さの２/３以下かつ、3m以下	設置面までの高さの2/3以下かつ、10m以下	設置面までの高さの2/3以下かつ、20m以下	
個数	制限なし		1建築物に1個	制限なし

【非自家用広告物】

地域種別	禁止地域（北部湖岸地域）	禁止地域（北部湖岸地域以外）	第1種地域	第2種地域	第3種地域
高さ	設置面までの高さの２/３以下かつ、3m以下		設置面までの高さの1/2以下かつ、5m以下	設置面までの高さの1/2以下かつ、10m以下	
個数	同一表示者は半径500m以内に１個	同一表示者は半径100m以内に２個	制限なし	1事業所に1個	制限なし
面積（一方向から見た面積の合計）	3㎡以下 ※２以上の者が共同で表示を行う場合は5㎡以下	5㎡以下 ※10以上の者が共同で表示を行う場合は30㎡以下	制限なし		
意匠	道標及び案内図板の類のみ※17ページ参照		制限なし		

※眺望景観保全地域及び対岸眺望景観保全地域で高さが地上から 31mを超える屋上広告物を掲出する時には、本ガイドライン 10 ページに記載のシミュレーションが必要となります。

（2）壁面広告物（建築物又は塀などの壁面を利用する広告物）

① デザイン指針

建物の壁面に調和した表示する位置や大きさ、色彩、デザインとしてください。

ポイント

①建物の壁面と一体感をもたせる

②建物の壁面に応じた大きさで、バランスのよい位置に表示を行う

③ひとつの建物で複数の壁面広告物の表示を行う際は、その位置や大きさを揃える

④地色は建物に調和する色彩を用いる

② 共通基準

・壁面からはみ出さないようにすること

③ 地域種別基準

【自家用広告物】

地域種別	禁止地域	第１種地域	第2種地域	第３種地域
面積	表示する広告物の表示面積の合計は表示する壁面面積の1/3以下		表示する広告物の表示面積の合計は表示する壁面面積の1/2以下	
個数	制限なし		1事業所につき1壁面に1個	制限なし

【非自家用広告物】

地域種別	禁止地域（北部湖岸地域）	禁止地域（北部湖岸地域以外）	第1種地域	第2種地域	第3種地域
面積	表示する広告物の表示面積の合計は表示する壁面面積の1/3以下かつ、3㎡以下 ※２以上の者が共同で表示を行う場合は5㎡以下	表示する広告物の表示面積の合計は表示する壁面面積の1/3以下かつ、5㎡以下 ※10以上の者が共同で表示を行う場合は30㎡以下	表示する広告物の表示面積の合計は表示する壁面面積の1/3以下	表示する広告物の表示面積の合計は表示する壁面面積の1/2以下	
個数	同一表示者は半径500m以内に１個	同一表示者は半径100m以内に２個	制限なし	1事業所につき1壁面に1個	制限なし
意匠	道標及び案内図板の類のみ※17ページ参照		制限なし		

（３）突出広告物（建築物又は工作物から突出する広告物）

① デザイン指針

広告物の数や表示する位置、大きさ、デザインを整えてください

ポイント

①建物と一体感をもたせる

②ひとつの建物で複数の突出広告物の表示を行う際は、ひとつに集合化する

③表示内容が異なる時は、地色を統一する

④近隣の建物の突出広告物と表示する位置や突出幅を揃える

⑤表示面の底辺の高さは、通行を妨げない高さにする

② 共通基準

・上端は、取付け壁面の高さを超えないようにすること。

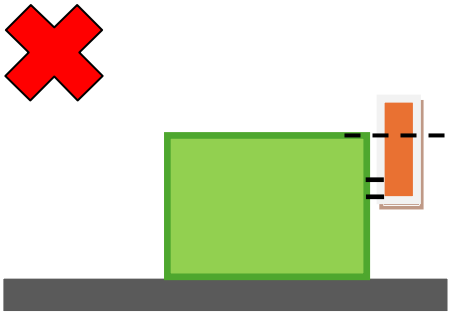

・下端の高さは、歩道上は地上から２．７m以上
車道上は地上から４．７m以上

・幅は、取付け壁面から１．５m以下
道路上（歩車道）に突き出す場合には、
突出し幅は１m以下

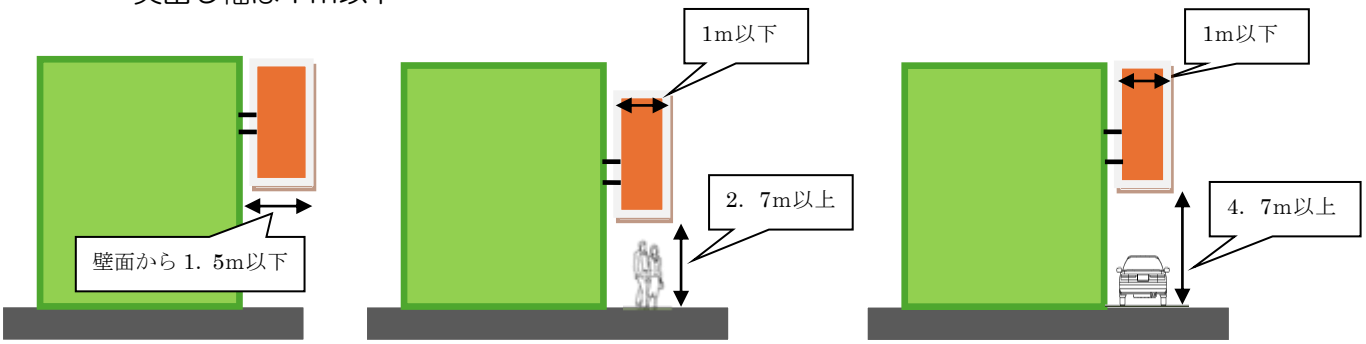

③ 地域種別基準

【自家用広告物】

地域種別	禁止地域	第１種地域	第2種地域	第３種地域
個数	個数制限なし		１事業所に１個	個数制限なし

【非自家用広告物】

地域種別	禁止地域（北部湖岸地域）	禁止地域（北部湖岸地域以外）	第1種地域	第2種地域	第3種地域
面積	3㎡以下 ※２以上の者が共同で表示を行う場合は5㎡以下	5㎡以下 ※10以上の者が共同で表示を行う場合は30㎡以下	制限なし		
個数	同一表示者は半径500m以内に１個	同一表示者は半径100m以内に２個	制限なし	１事業所に1個	制限なし
意匠	道標及び案内図板の類のみ※17ページ参照		制限なし		

（4）野立広告物（土地に支柱を建て、そこに板等を固定して表示する広告物）

① デザイン指針

大きさや高さ、形態、表示面の色彩、素材を工夫し、周囲の沿道景観等に調和するようにしてください

ポイント　①空地や交差点部にむやみに表示を行わないようにする
②必要最小限の大きさで、安定感のある形態にする
③見通しや通行を妨げない位置、高さに表示を行う
④地色はまちなみに調和する色彩を用いる
⑤支柱部や支柱足元のデザインにも配慮する
⑥役割を果たした広告物は、すみやかに除却する

② 地域種別基準

【自家用広告物】

地域種別	禁止地域	第１種地域	第2種地域	第３種地域
高さ	地上から10m以下		地上から20m以下	
個数	個数制限なし		1事業所に1個 ※事業所に複数入口がある場合は、1入口に1個	個数制限なし

※第2種地域では立看板や広告旗も野立広告物の一種として扱い、個数規制の対象となります。

【非自家用広告物】

地域種別	禁止地域 （北部湖岸地域）	禁止地域 （北部湖岸地域以外）	第1種地域	第2種地域	第3種地域
			（案内図板規制地域・相互間距離規制地域を除く）		
高さ	地上から 4.5m以下	地上から4.5m以下 （脚部を除く）	地上から 10m以下	地上から20m以下	
面積 （一方向から見た面積の合計）	3㎡以下 ※2以上の者が共同で表示を行う場合は5㎡以下	5㎡以下 ※10以上の者が共同で表示を行う場合は30㎡以下	制限なし		
個数	同一表示者は半径500m以内に1個	同一表示者は半径100m以内に2個	制限なし	1事業所に1個	制限なし
意匠	道標及び案内図板の類のみ※17ページ参照		制限なし		

※ただし、非自家用の野立広告物については、「禁止地域」、「第 1～3 種地域」の地域種別基準と「案内図板規制地域」と「相互間距離規制地域」の基準とが重複している地域があります。
そのため、基準が重複している場合は、「案内図板規制地域」と「相互間距離規制地域」の基準が優先して適用されます。
なお、「案内図板規制地域」と「相互間距離規制地域」の基準については、次ページ以降に掲載しています。

【非自家用広告物（案内図板規制地域）】

設置場所	国道同士の交差点	国道・指定道路から0～30m以内	鉄道から0～100m以内	新幹線から0～500m以内	高速道路から0～500m以内
高さ	-	地上から4.5m以下（脚部を除く）			
面積（一方向から見た面積の合計）	-	5㎡以下 ※5㎡以下であれば、板面は1つでも2つでも可 10以上の者が共同で表示を行う場合は30㎡以下			
個数	設置不可	同一表示者は半径100m以内に２個			
意匠	-	道標及び案内図板の類のみ			

道標、案内図板の類とは

道標、案内図板の類とは、「道標、案内図板」、「公共的目的を持った広告物」、「公衆の利便に供することを目的とする広告物」の3つを指します。

3つの広告物のうち、「道標、案内図板」とは、「地図、地名、駅名、矢印、方角、店舗までの距離、敷地出入口の場所等」を示す案内内容が、広告物表示面積の４０％以上を占めている広告物です。ただし、案内内容を表示する部分に「営業内容、商品名、店舗名、住所、電話番号等」を表示することは認められません。なお、「救急告示病院」についてはこの限りではありません。

また、「公共的目的を持った広告物」及び「公衆の利便に供することを目的とする広告物」については、「道標、案内図板」と同様の意匠（案内内容が広告物表示面積の40％以上を占める意匠）にする必要はありません。

※禁止地域に掲出する非自家用の野立以外の広告物（屋上広告物、壁面広告物、突出広告物）については、案内図板規制地域における規制基準を満たした上で、各広告物の共通基準及び地域種別基準を遵守する必要があります。

案内図板規制地域における基準

同一の表示者が、一の方向から見て、複数の広告物を設置する場合は、広告物間距離を5m以上離してください。

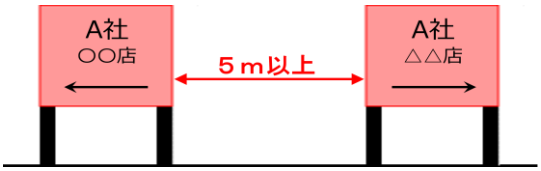

同一表示者が表示する広告物とは

同一表示者が表示する広告物とは、申請者（所有者）が同一ということではなく、表示される広告物の広告主（スポンサー）が同一ものを指します。
「Ａ社〇〇支店」、「A社△△支店」、「Bコンビニ〇〇店」、「Bコンビニ△△店」のように、支店名・店舗名が異なっていても、社名や店名が同じであるため、同一表示者が表示する広告物として取扱います。
詳細については、大津市屋外広告物Ｑ＆Ａ「Ｑ12同一表示者とはどのような者を指しますか」を参照してください

【非自家用広告物（相互間距離規制地域）】

設置場所	国道同士の交差点	国道・指定道路から30～500m以内	鉄道から100～500m以内	新幹線から500m～1ｋm以内	高速道路から500m～1ｋm以内
高さ	-	広告板は4.5m以下 広告塔は10m以下		広告板は10m以下 広告塔は20m以下	
面積 （一方向から見た面積の合計）	-	広告板は30㎡以下 広告塔は20㎡以下（1面の幅は2m以下）		広告板は50㎡以下 広告塔は50㎡以下	制限なし
個数	設置不可	半径100m以内に1個		半径300m以内に1個	
意匠	-	制限なし			

相互間距離規制地域における特例

広告物同士が正対している場合は、特例として広告物相互間距離の制限区域内であっても、広告物を掲出することができます。

特例が適用できる事例（一般国道沿道の場合）

（広告物相互間距離の制限：100m、道路境界からの距離：30m）

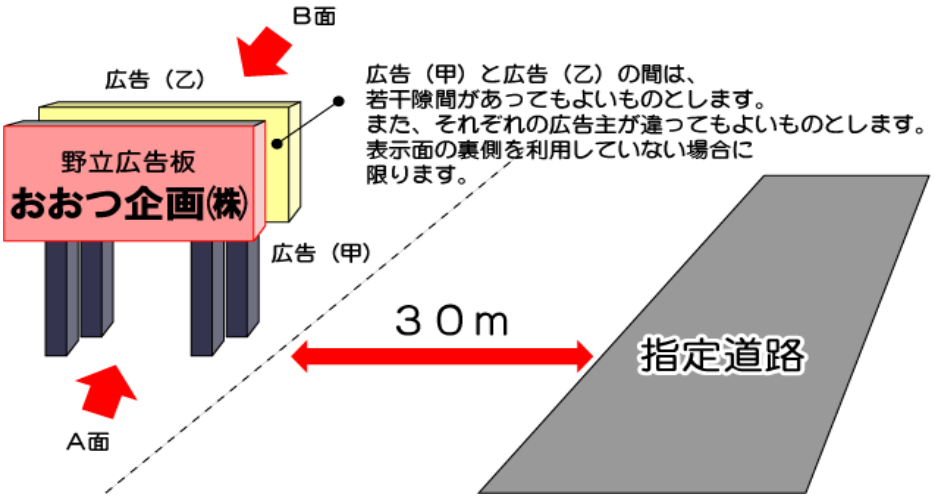

特例が適用できない事例

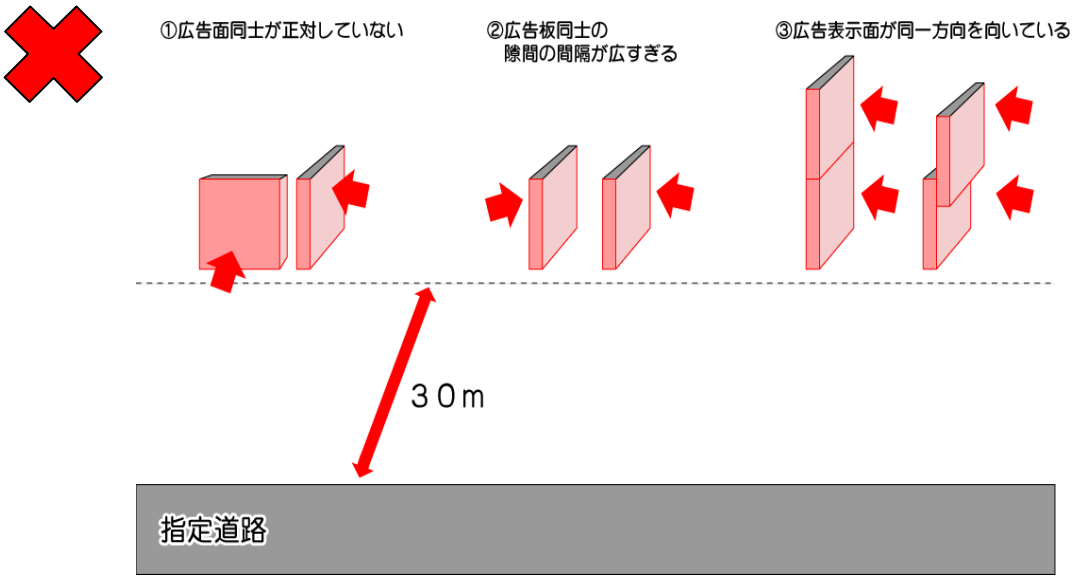

（5）電柱の類を利用する広告物（電柱等に固定して表示する広告物）

① 共通基準

・ひとつの柱につき、広告物は1個

巻付け広告物

・下端の高さは地上から 1．2m以上とすること。

・長さは 1．8m以下とすること。

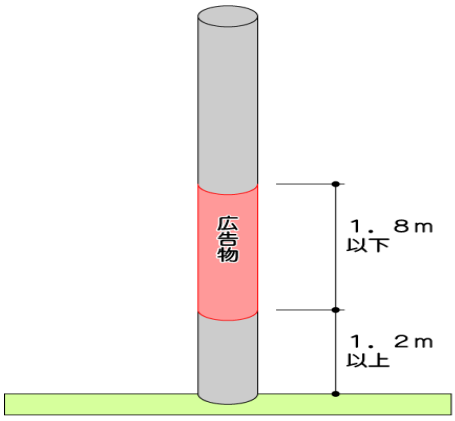

袖付け広告物

・下端の高さは、歩道上にあっては地上から2．7m以上とすること。
車道上にあっては地上から4．7m以上とすること。

・長さは1．5m以下とすること。

・突出し幅は0．9m以下とすること。

・表示面積は1．2㎡以下とすること

・原則として、歩道、又は、民地側へ向けて表示を行うものであること。

袖付け広告物（歩道上）

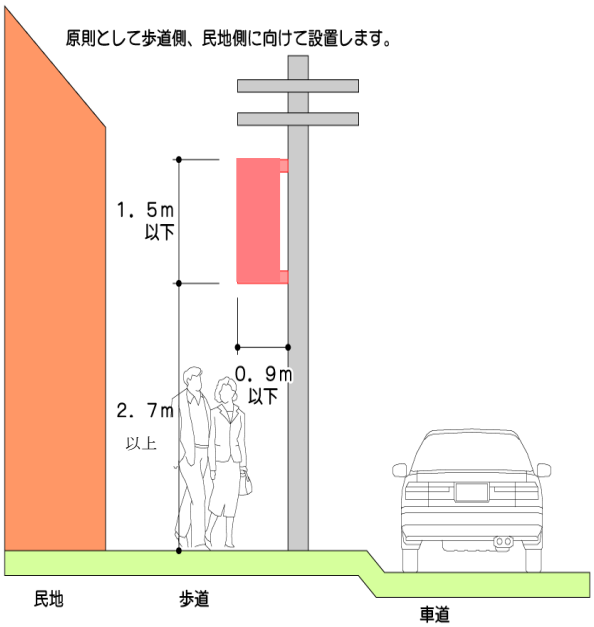

袖付け広告物（車道上）

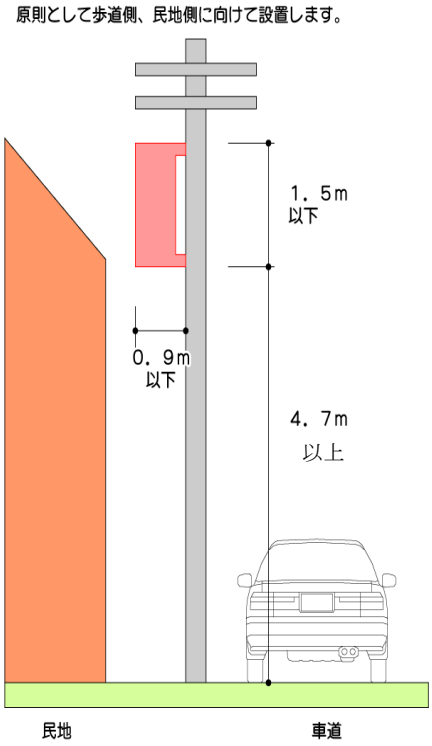

４　禁止広告物及び禁止物件

（１）禁止広告物　（大津市屋外広告物条例第3条）

禁止広告物とは、景観や安全面において問題のある広告物をいい、表示することが禁止されています。屋外に表示されている全ての広告物（許可の有無に関わらない）のうち、下記に該当する場合は禁止広告物となります。

禁止広告物とならないよう、屋外広告物の表示を行った後も、その美観を維持し、周囲への安全確保に努めるようにしてください。

なお、破損の著しい立看板やのぼり旗等については、禁止広告物であることを理由に本市が除却、又は指導を行うことがあります。

① 著しく汚染し、たい色し、又は塗料等のはく離したもの
② 著しく破損し、又は老朽化したもの
③ 倒壊又は落下のおそれがあるもの
④ 信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの
⑤ 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

（２）禁止物件　（大津市屋外広告物条例第4条）

禁止物件とは、原則として広告物の表示を行ってはならない物件をいいます。

広告物を掲出する地域に関係なく、以下の物件に表示を行うことが禁止されています。

① 橋りょう、トンネル、高架構造物及び分離帯
② 街路樹及び路傍樹並びにこれらの支柱
③ 彫像及び記念碑
④ 景観法（平成１６年法律第１１０号）第１９条第１項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第２８条第１項の規定により指定された景観重要樹木
⑤ 公用又は公共用の石垣、擁壁の類
⑥ 郵便差出箱、信書便差出箱、公衆電話所及び公衆便所
⑦ 信号機、道路標識及び交通安全施設、駒止めの類並びに里程標の類
⑧ 消火栓、防火水槽及びその防護さく、火災報知機並びに火の見やぐら
⑨ 送電用鉄塔、送受信塔及び照明塔
⑩ ガスタンク、水道タンクその他のタンク類
⑪ ①～⑩のほか、市長が特に必要があると認めて規則で定める物件
⑫ 道路の路面
⑬ 電柱、街灯柱その他電柱の類

※電柱、街灯柱その他電柱の類に、はり紙、はり札、立看板若しくは広告旗又はこれらに類するものを表示することはできません。
なお、巻付け広告物及び袖付け広告物は、当課へ申請し許可を受けることで表示することが可能となります。ただし、事前に電柱等の所有者に許可を取るようにしてください。

【禁止物件の一例】

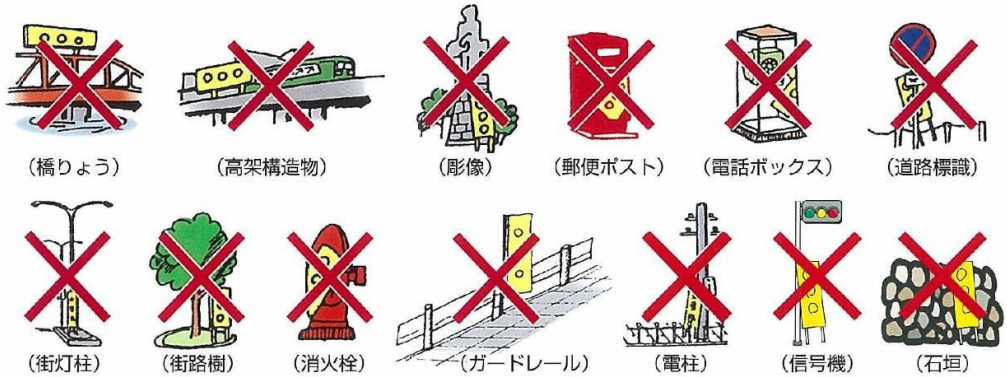

Ⅲ　適用除外について（大津市屋外広告物条例第８条）

大津市屋外広告物条例の規定が適用されない広告物は、以下のとおりです。
以下のいずれかの項目に該当すると、許可申請が不要となります。

１　禁止物件、禁止地域、許可地域、景観保全型広告整備地区において許可なく表示できる広告物

（１）法令の規定により表示するもの
例）史跡・名勝・天然記念物の標識及び説明板（文化財保護法）、道路標識（道路法）等

（２）公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター、立札等
例）選挙用ポスター等

（３）非常災害その他緊急の必要がある場合に表示するもの

（４）景観重要建造物に表示する広告物で、当該景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成すると認められるもの

（５）送電用鉄塔、送受信塔及び照明塔、ガスタンク、水道タンクその他のタンク類に、その所有者、又は、管理者が自己の氏名、名称、店名若しくは商標、又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するための広告物で、表示面積の合計が５㎡以内のもの
（５㎡を超えるものは、許可申請が必要です。）

（６）上記（５）に掲げるもの及び前ページに記載の禁止物件に、その所有者、又は、管理者が管理上の必要に基づき表示する広告物で、表示面積の合計が５㎡以内のもの（５㎡を超えるものは、許可申請が必要です。）

（７）ガスタンク、水道タンクその他のタンク類に表示する広告物で周囲の景観と調和し、かつ、宣伝の用に供されるものでないもの

（８）公益上必要な施設、又は、物件で寄贈者名等を表示するもののうち、次の基準に適合するもの
・くず箱、ベンチ等公共のために寄贈した物件にその寄贈者が添加する広告物で、その大きさが表示方向から見た場合における当該物件の外郭線を１平面とみなしたものの大きさの１／５以内のもの

※１／５を超えるものについては、許可申請が必要です。

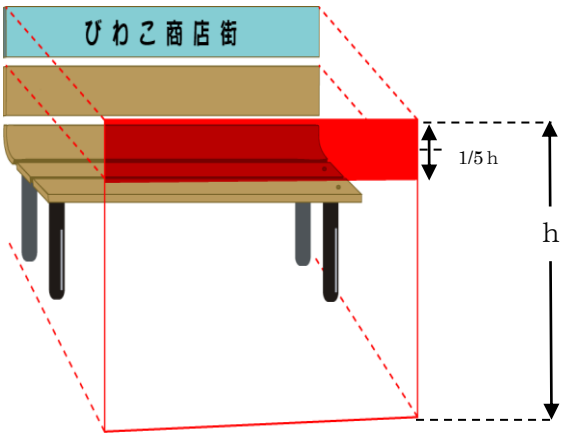

２　禁止地域や許可地域において許可なく表示できる広告物

（１）自己の事業所等に表示を行う自家用広告物で、表示面積の合計が次の基準を満たすもの
※同一敷地内に表示を行う自家用広告物全ての表示面積の合計。ただし、管理用広告物と非自家用広告物の表示面積は算定対象となりません。
①　禁止地域の場合・・・・表示面積の合計が５㎡以内
②　許可地域の場合・・・・表示面積の合計が10㎡以内

（２）自己の管理する土地又は物件に、管理上の必要に基づき表示する広告物（管理用広告物）で、表示面積が５㎡以下のもの
※ただし、管理以外の意匠内容（事業者の社名やロゴマーク等）が板面の20％を超えて表示されているものは、許可申請対象となります。

（３）冠婚葬祭、又は、祭礼等のための一時的に表示を行うもの

（４）講演会、講習会、展覧会、音楽会等のため、その開催期間中に会場の敷地内に表示等を行うもの

（５）建設工事について当該工事期間中に表示を行うもの、又は、工事現場の板塀等に表示を行うもので、周囲の景観と調和し、かつ、宣伝の用に供されるものでないもの

（６）人、動物、又は、車両、船舶等移動するものに表示するもの

（７）地方公共団体が設置する公共掲示板に表示するもの

（８）政党その他の政治団体が表示する立看板、広告旗、はり紙等で、次の基準を満たすもの
①　はり紙、又は、はり札（これらに類するものを含む）にあっては、表示面積が1㎡以下であること
②　立看板（これに類するものを含む）及び掲出物件（これらを支える台を含み、容易に移動させることができるものに限る）にあっては、表示面積が２㎡以下であって、地上からの高さが２m以下であること
③　広告旗（これを支える台を含む）にあっては、表示面積が２㎡以下であって、長さが３m以下であること
④　表示面の下地の色は、原則として黒（明度2.0未満のもの）及び高彩度のもの（禁止地域、第1種地域にあっては彩度10、第2・第3種地域にあっては彩度12を超えるもの）でなく、かつ、蛍光、又は、発光を伴う塗料、又は、材料を用いないこと
⑤　表示者名、又は、管理者名及び連絡先が明示されていること
⑥　掲出する場所、又は、施設等の管理者（管理者がない場合は、その所有者）の承諾を得て広告物を表示し、掲出物件を掲出するものであること

（９）表示又は設置の日を明示し、当該日から14日以内に自ら除却する旨、並びに責任者の住所、氏名及び連絡先を明示して表示を行うもの

３　市長の許可を受けた場合に限り、禁止地域において表示できる広告物

（１）自家用広告物で、表示面積の合計が5㎡を超えて15㎡以下（※注）のもの
ただし、送電用鉄塔、送受信塔及び照明塔、ガスタンク、水道タンク、その他のタンク類への表示を行うものを除きます。
※注　禁止地域では、表示面積の合計が、15㎡を超えるものは許可できません。

（２）道標、案内図板その他公共的目的を持った広告物若しくは公衆の利便に供することを目的とする広告物、又は、その掲出物件

４　国、地方公共団体、市長が定める公共的団体が市へ通知または届出を行うと、表示できる広告物

国、地方公共団体、市長が定める公共的団体が表示を行う広告物については、許可申請は不要ですが、市長に国・地方公共団体屋外広告物通知書（別記様式第２号）による通知や公共的団体屋外広告物届出書（別記様式第３号）による届出をする必要があります。

（１）国、地方公共団体が表示を行う広告物について

国、地方公共団体が表示を行う広告物については、所定の様式（別記様式第２号）により、通知が必要です。

ただし、前述のⅢ-1及びⅢ-2に示す広告物については、通知が不要です。

（２）公共的団体が公共的目的をもって表示を行う広告物について

公共的団体とは、次に掲げるものをいいます。

① 自治会、町内会その他これらに類する住民が組織する団体
② 日本赤十字社
③ 共同募金会その他の社会福祉事業(社会福祉法(昭和２６年法律第４５号)第２条第１項に規定する社会福祉事業をいう)を行うことを目的とする団体
④ 前３号に掲げるもののほか、市長が指定する公共的団体

上記①～④に該当する公共的団体が公共的目的をもって表示を行う広告物については、所定の様式（別記様式第3号）による市長への届出が必要です。

ただし、前述のⅢ-1及びⅢ-2に示す広告物については届出が不要です。

【国・地方公共団体・公共的団体が表示する広告物の表示期間と継続手続き等について】

良好な景観形成や公衆に対する危害防止の観点から、上記（1）、（2）に係る通知及び届出を行うにあたっては表示期間を明確に定めてください。

表示期間が明確に定まっていない場合は、本ガイドライン30ページ「６　許可審査手数料と許可期間」を参考に、各広告物の種類に応じて表示期間を定めるようにしてください。広告物を長期間表示すると、老朽化や破損、倒壊、落下等の危険性が高まりますので、表示期間は最大3年を超えない範囲で設定するようにしてください。

表示期間を満了し、引き続き継続して表示する場合は、再度通知又は届出してください。

その際は、通知及び届出を行った広告物の現状確認を行っていただき、設置する場所を示す地図（位置図）、当該広告物の現状が分かるカラー写真の提出と当該広告物に係る安全点検調書（別記様式第7号）を提出していただきますようお願いします。

表示期間を満了し、当該広告物を撤去する場合は、屋上広告物除却届（別記様式第8号）を提出してください。

当該広告物が条例第3条（禁止広告物）に該当する場合は、広告物の表示の停止を命じ、改修、移転、除却等の措置を命じる場合がありますので、適正な管理に努めてください。

余白

Ⅳ　許可申請手続きについて

1　屋外広告物の新規表示から継続、除却までの流れ

【設置計画の検討】

屋外広告物に該当するかどうか？
本ガイドライン２ページ
「Ⅰ-1 屋外広告物とは」参照

・屋外広告物に該当しない場合、許可申請は不要です。

該当する

禁止広告物及び禁止物件ではないか？
本ガイドライン 20 ページ
「Ⅱ-4 禁止広告物及び禁止物件」参照

・禁止広告物である場合、景観や安全面の観点から、表示することが禁止されています。
・禁止物件には、原則として広告物を表示することができません。

禁止広告物または
禁止物件ではない

適用除外に該当するか？
本ガイドライン 21～23 ページ
「Ⅲ適用除外」参照

・適用除外に該当する広告物は、許可申請が不要です。
※許可申請が不要な広告物についても、当ガイドラインを参考にしていただき、景観と安全に配慮した広告物づくりに努めてください。

該当しない

禁止地域か許可地域か？
本ガイドライン３～6 ページ
「Ⅱ-1 地域区分」参照

・地域によって、表示できる広告物の基準が異なります。また、地域によっては屋外広告物の許可申請とは別に、下記の手続きが必要となる場合があります。
・景観保全型広告整備地区に表示する場合は、許可申請とは別に、景観保全型広告整備地区屋外広告物届出書（別記様式第１号）による届出が必要となります。
・眺望景観保全地域及び対岸眺望景観保全地域に、高さが地上から 31ｍを超える屋外広告物を設置する際には、シミュレーションの提出が必要となります。
・風致地区、伝統的建造物群保存地区、歴史的風土保存区域、各地区計画を定めている地区においては、関係部署に届出等の手続きが必要となります。

広告物を掲出する
予定の地域を確認した

許可基準に適合しているか？
本ガイドライン 11～20 ページ
「Ⅱ-2 一般基準・Ⅱ-3 個別基準」参照

・屋外広告物を設置する地域種別や種類（屋上広告物、壁面広告物、突出広告物、野立広告物、電柱の類を利用する広告物）、自家用広告物か非自家用広告物かにより、個別の基準が規定されています。

適合する

【申請書の作成】

全ての書類が揃っているか？
本ガイドライン 27 ページ
「Ⅳ-2-（1）申請に必要な書類」参照

・新規申請にあたっては、以下の書類が必要となります。
①申請書（別記様式第４号）　②位置図
③配置図　④意匠図　⑤構造図
⑥周囲の状況が分かるカラー写真　⑦資格証の写し
⑧シミュレーション写真
※⑦、⑧は必要に応じて準備してください。

許可審査手数料を確認
本ガイドライン 30 ページ
「Ⅳ-6 許可審査手数料と許可期間」参照

・手数料は、個々の広告物の種類、大きさに応じて異なります。
・許可期間が異なる広告物があれば、許可期間が同期間のもの毎に分けて申請してください。
・許可期間が同期間である広告物が複数である場合は、同一申請としてまとめて申請してください。その際の手数料は、個々の広告物に係る許可審査手数料を合計したものとなります。

次ページに続く

申　請（窓口または郵送）

・郵送の場合は返信用封筒を２通『長形３号（納付書送付用）、角形２号（許可書及び許可証票送付用）』それぞれに切手を貼付し、送付先の宛先並びに担当者氏名を記入してください。

当課が審査事務を終了した後に納付書を発行

【申請後の手続き】

許可審査手数料の納付
本ガイドライン 29 ページ
「Ⅳ-2-（5）-①許可審査手数料の納付について」参照

・当課が発行した納付書に記載の納入場所にて、納付してください。
※納付された許可審査手数料は、審査事務が終了しているため、返金できません。

当課が手数料の納付を確認した後に、許可書と許可証票を交付

許可書と許可証票の受領
本ガイドライン 29 ページ
「Ⅳ-2-（5）-③許可証票について」参照

・当課が交付した許可証票（シール）は、許可を受けた広告物の見やすい箇所に貼り付けてください。
・許可書（副本）は次回更新時まで保管しておいてください。

着工

・屋外広告物の許可がおりてから、着工してください。
・着工後においても、定期的に広告物を点検し、適正に管理してください。

設置完了
本ガイドライン 29 ページ
「Ⅳ-2-（5）-②設置完了届の提出について」参照

・広告物の設置が完了したら、設置完了届（別記様式第５号）を当課に提出してください。

許可を受けた全ての広告物の変更
本ガイドライン 27 ページ
「Ⅳ-2-（1）申請に必要な書類」参照

・許可を受けた全ての広告物の意匠や形態を変更する場合は、着工前に改めて申請が必要となります。
・変更申請に係る必要書類は、新規申請と同じです。
・以前の許可期間を引き継ぐことなく、変更申請の許可日から各広告物の許可期間を適用します。

許可期間終了

引き続き、広告物を掲出する場合

継続申請書類の提出
許可期間満了日の 10 日前まで
本ガイドライン 28 ページ
「Ⅳ-2-（1）申請に必要な書類」参照

・継続申請にあたっては、以下の書類が必要となります。
①申請書（別記様式第４号）②位置図
③広告物の現状が分かるカラー写真
④安全点検調書（管理者が作成してください）
⑤資格証の写し（必要に応じて準備してください）

広告物を除却する場合

除却届の提出
本ガイドライン 29 ページ
「Ⅳ-3 除却届」参照

・許可期間中や許可期間終了後に、広告物を除却（撤去）した場合は、除却届（別記様式第８号）を提出してください。
・除却届と併せて、除却したことが分かるカラー写真が必要となります。

２　申請各種（大津市屋外広告物条例第10条、第16条）

（１）申請の種類

屋外広告物の申請には大きく分けて下記の３種類あります。

・**新規申請**（新しく広告物の表示を行う場合）

必ず事前に許可を受けてから、着工するようにしてください。
許可期間は許可日から各広告物の許可期間を適用します。

・**変更申請**

許可を受けた全ての広告物を変更する場合に限る。
許可を受けた一部の広告物を変更する場合は、変更する広告物の除却届を提出した上で、新規申請してください。

許可期間は変更申請の許可日から各広告物の許可期間を適用します。
下記に該当する場合は、変更申請の必要がありません。

変更申請が不要である軽微な変更について（条例施行規則第12条第2項）

①広告物、又は、掲出物件の塗替え（色彩及び意匠を変更しないものに限る）、補強、修繕その他許可広告物等の管理上必要な行為
②広告物、又は、掲出物件の規模の縮小で、色彩、意匠、形状、材料及び構造を大幅に変更しないもの
③掲示板その他はり紙等の定期的な掲出を目的とする掲出物件に掲出するはり紙等のはり替え
④許可を受けた掲出物件に店舗、劇場その他の常設興行場等の営業、又は、催事の内容を表示する広告物の定期的な取替え、又は、書換えで、表示者及び管理者の変更並びに表示面積の拡大がないもの

・**継続申請**（許可を受けた広告物の許可期間満了後、引き続き掲出する場合）

許可期間満了日の10日前までに継続申請の手続きを行ってください。
許可期間は前回の許可期間満了日の翌日から各広告物の許可期間を適用します。

（２）申請に必要な書類

・**新規申請及び変更申請に必要な書類**

①屋外広告物許可申請書（2セット）（別記様式第４号）
②添付書類
- 設置する場所を示す地図（位置図）
- 土地又は建築物等との位置関係を明らかにした図（配置図）
- 色彩（マンセル値）及び意匠を明らかにした図（意匠図）
- 形状、寸法、材料及び構造を明らかにした仕様書（構造図）

※構造図には鉄、アルミニウム、アクリル、ターポリン、木材、ガラス等の使用している材料を必ず明記してください。特に、高さが3mを超える広告物については、不燃材の使用の有無についても記載するようにしてください。

- 周囲の状況が分かるカラー写真
（申請を行う日の直近３０日以内に撮影した写真で、撮影年月日を記入したもの）
- 高さが４ｍを超え、建築基準法に基づく工作物確認の対象となる広告物の場合は、管理者が大津市屋外広告物条例第37条第1項に規定する資格要件に該当することを証明する書類の写し（資格証等の写し）
- 第２次大津市景観計画で定める眺望景観保全地域（北部湖岸地域を除く）及び対岸眺望景観保全地域内の屋上広告物で、地上からの高さが３１ｍを超える場合は、それに対応する重要眺望点及び対岸重要眺望点からのカラーシミュレーションの写真等（「大津市景観計画ガイドライン（眺望景観基準編）」を参照）

・**継続申請に必要な書類**

①屋外広告物許可申請書（2セット）（別記様式第４号）

②添付書類

・設置する場所を示す地図（位置図）

・広告物の現状が分かるカラー写真

（申請を行う日の直近３０日以内に撮影した写真で、撮影年月日を記入したもの）

・管理者が作成した屋外広告物安全点検調書

（当該掲出物件が広告板、広告塔（ネオン類照明広告物を含む。）、アーチ広告物又は広告幕を掲出する物件である場合に必要となります。また、高さが４ｍ超える広告物については、有資格者が安全点検を実施しなければなりません。）

・**提出先**

〒520-8575 大津市御陵町3番1号　大津市都市計画部都市計画課

郵送の場合は返信用封筒を２通『長形3号（納付書送付用）、角形2号（許可書及び許可証票送付用）』それぞれに切手を貼付し、送付先の宛先並びに担当者氏名を記入してください。

（３）申請における管理者（大津市屋外広告物条例第10条第１項第２号、第２項）

広告物を良好な状態に維持するためには、補修や適切な管理を行う「管理者」の選任が必要です。工作物確認が必要となる高さ４ｍを超える広告物の場合は、下記のいずれかの資格を有する者が「管理者」となる必要があります。

（大津市屋外広告物条例第37条第1項）

① 国土交通大臣の登録を受けた法人（登録試験機関）が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者（屋外広告士）

② 都道府県、政令指定都市又は中核市が実施した屋外広告物講習会の修了者

③ 職業能力開発促進法に基づく職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者または職業訓練修了者（いずれも広告美術仕上げに係るもの）

④ 市長が①又は②と同等以上の知識を有すると認定した者

（４）他法令に基づく申請手続き

広告物の設置場所や高さによって、屋外広告物以外の申請手続きが必要となる場合があります。

以下の項目に該当する広告物は、必ず各申請窓口において、手続きをしてください。

①道路上に広告物の表示を行う場合の申請について

道路上（道路上空にあるものを含む）に広告物（電柱の類を利用する広告物等、）の表示を行う場合は、道路法第32条に基づき、道路管理者による道路占用許可が必要です。

また、掲出のために道路上で作業を行う場合は、道路交通法第77条に基づき、所管警察署の署長による道路使用許可が必要になります。

道路占用許可及び道路使用許可は、屋外広告物の申請前に済ませてください。

詳しくは下記の窓口にお問い合わせください。

・道路法による道路占用の許可申請窓口　　：道路管理者

（滋賀国道事務所・大津土木事務所・大津市　路政課）

・道路交通法による道路使用の許可申請窓口：所管警察署

②広告物の高さが４ｍを超える場合の申請について

高さが４ｍを超える広告塔及び広告板等は、建築基準法第８８条に基づき、着工前に建築主事等による工作物の確認が必要です。
工作物確認に関する申請は、屋外広告物の申請後に手続きしてください。
詳しくは、下記の窓口にお問い合わせください。

・建築基準法による工作物確認の申請窓口：大津市都市計画部建築指導課
TEL：077-528-2774　E-Mail：otsu1309@city.otsu.lg.jp

③防火地域内で広告物の高さが3mを超えるもの又は屋上に設置するものについて

建築基準法第 64 条に次のとおり定められていますので、遵守いただきますようお願いします。
法律違反の広告物は建築指導課の指導に基づき、改修するようにしてください。
【建築基準法第 64 条】
防火地域内にある看板、広告塔、装飾塔その他これらに類する工作物で、建築物の屋上に設けるもの、又は高さ 3mを超えるものは、その主要な部分を不燃材料で造り、又は覆わなければならない

（５）申請後の手続き

①許可審査手数料の納付について

手数料については、審査事務終了後に納付書を発行します。発行された納付書に記載の納入場所にて、納付してください。
※納付された許可審査手数料は、審査事務が終了しているため、返金できません。

②設置完了届の提出について（屋外広告物条例第１３条）

許可を受けた広告物は、その許可に係る工事の完了後、すみやかに設置完了届（別記様式第5号）と設置が完了したことが分かるカラー写真の提出が必要です。
設置完了届については、窓口での提出の他、郵送・電子メールでの提出も可能です。

③許可証標について（屋外広告物条例第１５条）

許可証票については、当課が手数料の納付を確認した後に許可書と併せて交付します。
許可を受けた広告物の見やすい箇所に、許可番号、許可期間、管理者の住所及び氏名の事項を表示するか、交付された許可証票（シール）を貼り付けるか、はり紙を表示する場合は、はり紙に規則で定める許可印の打刻（様式第2号）を受けてください。

３　除却届

広告物を除却した場合には、屋外広告物除却届（別記様式第８号）と除却したことが分かるカラー写真の提出が必要です。
除却届については、窓口での提出の他、郵送・電子メールでの提出も可能です。

屋外広告物の除却義務（大津市屋外広告物条例第18条）

広告物の許可期間が満了したとき、許可が取り消されたとき、又は広告物の表示が必要でなくなったときは、許可期間が満了した日、許可が取り消されたことを知った日、又は広告物の表示が必要でなくなった日から10日以内に広告物を除却しなければなりません。
また、条例第９条に規定する広告物について、規定による経過措置期間が経過した場合も同様とします。

※広告物を取り付ける目的で設置された広告板等は掲出物件に該当するため、白板のように何らかの表示を行っていないものであっても、当該広告物を除却したとはみなさないため、引き続き、屋外広告物の許可申請対象となります。

４　住所氏名変更届

申請者及び管理者の住所や氏名が変更となった場合には、住所氏名変更届出書（別記様式第６号）の提出が必要です。

※高さが４ｍを超え、建築基準法に基づく工作物確認の対象となる広告物の場合は、管理者が大津市屋外広告物条例第37条第1項に規定する資格要件に該当することを証明する書類の写し（資格証等の写し）が併せて必要となります。

住所氏名変更届については、窓口での提出の他、郵送・電子メールでの提出も可能です。

５　各申請書類のダウンロードについて

各申請書は大津市のホームページからダウンロードできます。

大津市役所ホームページ（https://www.city.otsu.lg.jp）ホーム＞事業者の方へ＞申請書ダウンロード＞建築・開発＞大津市屋外広告物条例に係る申請書等について

６　許可審査手数料と許可期間

手数料は、個々の広告物の種類、大きさに応じて異なります。（下記の表のとおり）
許可期間が異なる広告物があれば、許可期間が同期間のもの毎に分けて申請してください。
許可期間が同期間である広告物が複数である場合は、同一申請としてまとめて申請してください。その際の手数料は、個々の広告物に係る許可審査手数料を合計したものとなります。
※納付された広告物の許可審査手数料は、審査事務が終了しているため、返却できません。

許可審査手数料と許可期間一覧表

区分		単位	金額	許可期間
看板、広告板及び広告塔（これらに類するネオン類照明広告物を含む。）並びにこれらを掲出する物件	面積１㎡未満のもの	１個	８８０円	３年以内
	面積１㎡以上２㎡未満のもの	１個	１，６６０円	
	面積２㎡以上５㎡未満のもの	１個	２，１２０円	
	面積５㎡以上 10 ㎡未満のもの	１個	４，２６０円	
	面積10㎡以上15㎡未満のもの	１個	６，２００円	
	面積15㎡以上20㎡未満のもの	１個	８，３２０円※1	
	面積20㎡以上25㎡未満のもの	１個	１０，４４０円※1	
	・ ・ ・		・ ・ ・	
アーチ広告物		１個	８，３４０円	３年以内
電柱及び街灯柱広告物並びにこれらに類するもの		１件	８４０円	２年以内
はり札（面積０．１５㎡未満のもの）		１枚	１８０円	１年以内
立看板及び広告旗		１個	５００円	６月以内
はり紙（つり下げるものを含む。以下同じ。）※2		100 枚	８４０円	２月以内
広告幕		１枚	８４０円	２月以内
ぼんぼり		１個	１８０円	２月以内
アドバルーン		１個	２，１２０円	１月以内

※1　10 ㎡を超える部分の面積が５㎡増すごとに、6,200 円に 2,120 円を加算した額
※2　はり紙の単位については、１００枚未満の端数があるときは、これを１００枚として計算します

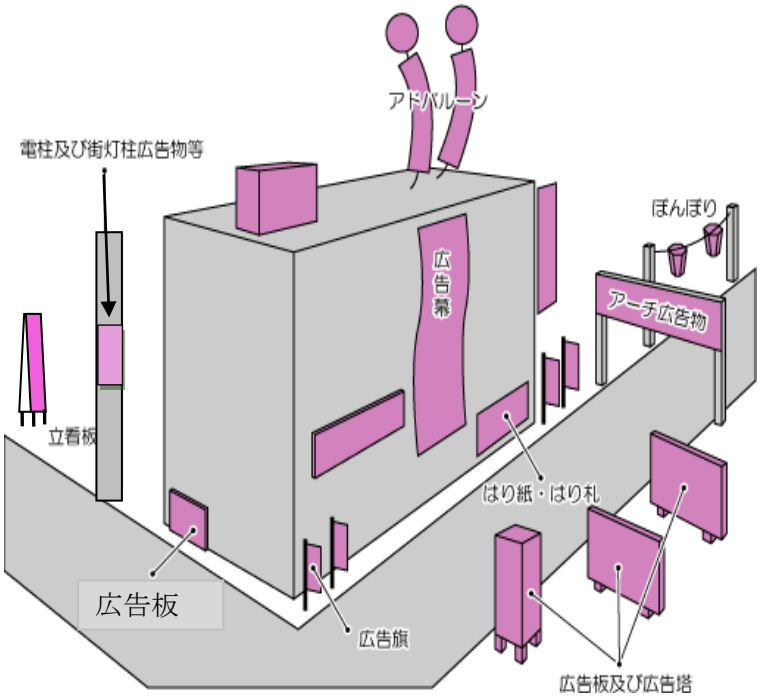

Ⅴ　違反広告物への対応について

１　措置命令（大津市屋外広告物条例第19条、20条）

下記に該当する場合には、許可を受けている広告物については許可を取り消し、条例又は規則に違反した広告物については設置の停止を命じた上で、当該広告物の改修、移転、除却等の必要な措置を命じます。

（１）許可を受けた広告物等が景観若しくは風致を著しく害し、若しくは公衆に対して危害を及ぼすおそれがあると認められるに至ったとき
（２）許可申請書に虚偽の記載があったとき
（３）条例又は規則に違反した広告物があるとき

２　違反広告物である旨の公表（大津市屋外広告物条例第２２条）

上記の措置命令に従わない場合には、当該広告物に違反広告物である旨の表示を行い、氏名等を公表することがあります。

３　罰金（大津市屋外広告物条例第４８条）

下記に該当する場合には、３０万円以下の罰金が科されることがあります。

- 禁止された地域や物件に広告物を無許可で表示した者
- 禁止された地域や物件以外に広告物を無許可で表示した者
- 許可を受けた広告物を無許可で変更した者
- 許可を受けた広告物の許可間満了後及び許可が取り消されたことを知った日若しくは設置の必要が無くなった日から１０日以内に、広告物を除却しなかった者

また、違反広告物に対する市長の措置命令（大津市屋外広告物条例第19条、20条）に違反した者には５０万円以下の罰金が科されることがあります。

４　除却（屋外広告物法第七条第４項）

条例に違反して表示されているはり紙は、事前の通告なく除却します。
条例に違反して表示されているはり札、広告旗及び立看板等については、事前に通告したにも関わらず、放置されている場合は除却します。

大津市屋外広告物条例ガイドライン

平成２１年　４月１日　　策定
令和　５年　４月１日　　改訂
令和　７年１１月１日　　改訂
令和　８年１０月１日　　改訂

大 津 市 都 市 計 画 部 都 市 計 画 課

〒５２０－８５７５　大津市御陵町３番１号

TEL （０７７）－５２８－２９５６

URL　http://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/035/1303/g/okugaikokoku/index.html

E-mail　otsu1303@city.otsu.lg.jp